

第2回

業務トピック

最前線

永住許可申請について

国際部長 松田 秀幸

昨年5月31日付で永住許可申請に関するガイドラインが改定されました。

●永住許可に関するガイドライン（令和元年5月31日改定一部抜粋）

1 法律上の要件

(1) 素行が善良であること

法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること。

(2) 独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること

日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること。

(3) その者の永住が日本国の利益に合すると認められること

ア 原則として引き続き10年以上本邦に在留していること。ただし、この期間のうち、就労資格（在留資格「技能実習」及び「特定技能1号」を除く。）又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していることを要する。

イ 罰金刑や懲役刑などを受けていないこと。公的義務（納税、公的年金及び公的医療保険の保険料の納付並びに出入国管理及び難民認定法に定める届出等の義務）を適正に履行していること。

ウ 現に有している在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2に規定されている最長の在留期間をもって在留していること。

エ 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと。

※ ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、(1)及び(2)に適合することを要しない。また、難民の認定を受けている者の場合には、(2)に適合することを要しない。

ポイントとしては、公的義務の履行に関し、より多くの資料の提出が必要となった点です。詳細は次ページに掲載いたしますが、永住許可申請に関する相談を我々が受ける際、これらの点をしっかりと確認し、準備を速やかに進めることによって、依頼者の利益に資することができます。特に年金に関しては、外国人自身が日本の年金制度を知らず、加入していないケースもあるため、注意が必要です。



●永住許可申請 提出書類 法務省出入国在留管理庁HPより一部抜粋

- 6 直近（過去3年分）の申請人又は申請人を扶養する方の所得及び納税状況を証明する資料（日本人、永住者及び特別永住者の実子等の場合は、直近1年分の資料を提出してください。）
- (1) 住民税の納付状況を証明する資料
 - ア 直近3年分の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）各1通
 - (2) 国税の納付状況を確認する資料

源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税に係る納税証明書（その3）
 - (3) その他

次のいずれかで、所得を証明するもの

 - a 預貯金通帳の写し 適宜
 - b 上記aに準ずるもの 適宜
- 7 申請人又は申請人を扶養する方の公的年金及び公的医療保険の保険料の納付状況を証明する資料（日本人、永住者及び特別永住者の実子等の場合は、直近1年分の資料を提出してください。）
- (1) 直近（過去2年間）の公的年金の保険料の納付状況を証明する資料

次のア～ウのうち、ア又はイの資料及びウの資料を提出してください。

 - ア 「ねんきん定期便」（全期間の年金記録情報が表示されているもの）
 - イ ねんきんネットの「各月の年金記録」の印刷画面
 - ウ 国民年金保険料領収証書（写し）
 - (2) 直近（過去2年間）の公的医療保険の保険料の納付状況を証明する資料

次のア～ウのうち、ア又はイの資料及びウの資料を提出してください。

 - ア 国民健康保険被保険者証（写し）
 - イ 健康保険被保険者証（写し）
 - ウ 国民健康保険料（税）納付証明書
 - エ 国民健康保険料（税）領収証書（写し）
 - (3) 申請される方が申請時に社会保険適用事業所の事業主である場合

申請時に、社会保険適用事業所の事業主である方は、上記の「公的年金の保険料の納付状況を証明する資料」及び「公的医療保険の保険料の納付状況を証明する資料」に加え、直近2年間のうち当該事業所で事業主である期間について、事業所における公的年金及び公的医療保険の保険料に係る次の資料ア及びイのいずれかを提出してください。

 - ア 健康保険・厚生年金保険料領収証書（写し）
 - イ 社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認（申請）書（いずれも未納の有無を証明・確認する場合）

※本ガイドライン及び提出資料の詳細については、法務省 出入国在留管理庁HPを参照してください。